



# 熊本県公報

号外 第 3 号  
平成 21 年 3 月 27 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

○熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	7
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	( 〃 )	7
○熊本県知事等の給与の特例に関する条例	( 〃 )	7
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	9
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村総室)	13
○熊本県統計調査条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(統計調査課)	14
○熊本県環境センター条例の一部を改正する条例	(環境政策課)	15
○熊本県鳥獣保護センター条例を廃止する条例	(自然保護課)	15
○熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例を廃止する条例	(交通・くらし安全課)	15
○熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例	(経営金融課)	15
○熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	(農村計画・技術管理課)	16
○熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例	(道路保全課)	17
○熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例	(港湾課)	21
○熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例	(会計課)	21
○熊本県用品調達基金条例及び熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例を廃止する条例	(管理調達課)	21
○学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(学校人事課)	22
○熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	( 〃 )	22
○主幹教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	( 〃 )	22
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	29
○熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例	( 〃 )	29
○熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	29
○県民を振り込め詐欺被害から守る条例	(警察本部)	30
○熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	( 〃 )	32

### 本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 1 初任給調整手当について、医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を410,900円に引き上げることとした。(第7条の3関係)
  - 2 その他用語の整理を行うこととした。(第5条関係)
  - 3 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。ただし、2の改正規定は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 1 児童相談所又は福祉総合相談所に勤務する児童福祉司等に対する福祉業務手当を廃止することとした。(第10条関係)
  - 2 家畜保健衛生業務従事手当を廃止することとした。(第2条、第25条の5関係)
  - 3 1及び2の手当の廃止に伴い、短時間勤務職員等に係る規定を整理することとした。(第25条の20関係)
  - 4 給料の調整額と特殊勤務手当の併給禁止の規定を見直すこととした。(第26条)

関係)

5 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県知事等の給与の特例に関する条例

1 特別職の給与

(1) 知事

ア 給料月額額の 100 分の 30 及び期末手当の 100 分の 10 を削減することとした。(第 1 条関係)

イ 知事の退職手当額の算定における在職期間の計算を、平成 21 年 4 月 16 日から退職の日までとすることとした。(第 2 条関係)

(2) 副知事、教育長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者 給料月額額の 100 分の 15 及び期末手当の 100 分の 5 を削減することとした。(第 1 条、第 3 条関係)

(3) 熊本県報酬及び費用弁償条例別表第 1 第 1 項から第 9 項までに掲げる非常勤職員(収用委員会のあつ旋委員を除く。)(第 5 条関係)

ア 委員長・会長 報酬月額額の 100 分の 7 を削減することとした。

イ 委員 報酬月額額の 100 分の 5 を削減することとした。

2 一般職の給与(第 4 条関係)

(1) 部次長級 給料月額額の 100 分の 7 を削減することとした。

(2) 管理職手当の支給を受ける職員((1)を除く。) 給料月額額の 100 分の 5 を削減することとした。

(3) 上記以外の職員 給料月額額の 100 分の 3 を削減することとした。

3 実施期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとすることとした。

4 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。

5 2 の適用の特例を設けることとした。(附則第 2 項関係)

6 1 の(3)の適用の特例を設けることとした。(附則第 3 項関係)

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

1 新たに次の手数料を設けることとした。

(1) 教育職員の免許状の有効期間更新手数料 3,300 円

(2) 教育職員の免許状の有効期間延長手数料 1,700 円

(3) 旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認手数料 3,300 円

(4) 修了確認期限を経過した旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認手数料 3,300 円

(5) 旧免許状所持現職教員の修了確認期限延期手数料 1,700 円

(6) 旧免許状所持現職教員の免許状更新講習受講免除手数料 3,300 円

(7) 建築確認等台帳記載事項証明手数料 400 円

(8) 建築士免許証の書換え交付又は再交付手数料 5,900 円

(9) 土地区画整理組合証明書交付手数料 1 通につき 400 円

(10) 認知機能検査手数料 650 円

(11) 認知機能検査員講習手数料 講習 1 時間につき 700 円

(12) 販売従事登録証書換え交付手数料 2,100 円

(13) 販売従事登録証再交付手数料 2,900 円

2 次の手数料の額を改定することとした。

(1) 丙種火薬類製造保安責任者試験手数料又は火薬類取扱保安責任者試験手数料 12,000 円から 17,000 円に改定

(2) 建築士試験受験手数料 15,100 円から 16,900 円に改定

(3) 高圧ガス販売主任者試験受験手数料 8,500 円他から 7,600 円他に改定

(4) 高圧ガス製造保安責任者試験受験手数料 10,000 円他から 9,000 円他に改定

(5) 特定任意講習手数料 1,400 円他から 1,500 円他に改定

(6) 液化石油ガス設備士試験受験手数料 23,000 円他から 20,700 円他に改定

(7) 介護サービス情報調査事務手数料 35,000 円から 24,000 円に改定

(8) 自動車運転代行業認定審査手数料 16,000 円から 13,000 円に改定

(9) 狩猟免許申請手数料 4,000 円他から 3,900 円他に改定

(10) 狩猟免許再交付手数料 1,100 円から 1,000 円に改定

(11) 狩猟免許更新申請手数料 2,900 円から 2,800 円に改定

(12) 狩猟者登録又は狩猟者変更登録手数料 1,900 円から 1,800 円に改定

(13) 建築物の確認申請又は計画通知手数料(別表第 9 の 2 及び第 9 の 3 関係) 126,000 円他から 82,000 円他に改定

(14) 講習手数料(別表第 19 関係)

講習 1 時間につき 2, 0 5 0 円他から 5, 8 0 0 円他に改定  
(15) 技能検定試験手数料 (別表第 2 0 関係)

- 3 次の関係条項の整備等を行うこととした。
- (1) 教育職員免許法の一部改正に伴う引用規定の整理
- (2) 介護保険法の一部改正に伴う引用規定の整理
- 4 その他規定を整理することとした。
- 5 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、4 についてはこの条例の公布の日から、2 の (9) から (1 2) までについては平成 2 1 年 4 月 1 6 日から、3 の (2) については平成 2 1 年 5 月 1 日から、1 の (7) から (1 0) まで並びに 2 の (5)、(1 3) 及び (1 4) については平成 2 1 年 6 月 1 日から施行することとした。
- 6 経過措置を設けることとした。
- 7 この条例による手数料等の新設等に伴い、熊本県証紙条例の関係規定を整備することとした。

**◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**

- 1 住民基本台帳法 (昭和 4 2 年法律第 8 1 号) 第 3 0 条の 8 第 1 項第 2 号の規定に基づき、知事が条例で定めることにより本人確認情報を利用できる事務として次のとおり規定することとした。(第 2 条、別表第 1 関係)
- (1) 熊本県職員等恩給条例 (大正 1 3 年熊本県令第 8 号) による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 熊本県心身障害者扶養共済制度条例 (昭和 5 4 年熊本県条例第 4 1 号) による年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 2 法第 3 0 条の 8 第 2 項の規定に基づき、知事が条例で定めることにより本人確認情報を提供することができる知事以外の執行機関を「教育委員会」とし、知事が条例で定めることにより教育委員会の求めに応じ教育委員会に本人確認情報の提供をすることができる教育委員会の事務を「熊本県育英資金貸与基金条例 (昭和 4 7 年熊本県条例第 2 7 号) による育英資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの」とすることとした。(第 3 条及び別表第 2 関係)
- 3 本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより電気通信回線を通じて送信する方法により行うものとする。 (第 4 条関係)
- 4 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行することとした。

**◇熊本県統計調査条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例**

- 1 熊本県統計調査条例 (昭和 3 0 年熊本県条例第 1 9 号) の一部改正【第 1 条】
- (1) 「指定統計調査」の定義規定を整備することとした。(第 2 条関係)
- (2) 調査員に関する規定を整備することとした。(第 6 条関係)
- (3) 調査票情報を二次利用することができる場合の規定を整備することとした。(第 9 条関係)
- (4) その他関係規定を整理することとした。(第 3 条、第 4 条、第 8 条、第 1 0 条一第 1 2 条、別記様式関係)
- 2 熊本県個人情報保護条例 (平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号) の一部改正【第 2 条】統計法 (平成 1 9 年法律第 5 3 号) に統計調査に係る個人情報の取扱いに関する規定が整備されたことに伴い、関係規定を整備することとした。(第 3 2 条関係)
- 3 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 改正前の統計調査条例による調査及びその実施の告示は、改正後の統計調査条例による指定統計調査及びその実施の告示とみなすこととした。(附則第 2 項、附則第 3 項)

**◇熊本県環境センター条例の一部を改正する条例**

- 1 環境シアターを使用許可の対象施設とし、その使用料の額を定めることとした。(第 8 条、第 9 条、別表関係)
- 2 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行することとした。

**◇熊本県鳥獣保護センター条例を廃止する条例**

- 1 熊本県鳥獣保護センター条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行することとした。

**◇熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例を廃止する条例**

- 1 熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行することとした。

**◇熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例**

- 1 この条例の目的を規定することとした。(第 1 条関係)
- 2 この条例における用語の定義を規定することとした。(第 2 条関係)
- 3 熊本県信用保証協会から求償権の放棄等の申出を受けた場合に、知事が当該求償権に係る県への回収納付金を受け取る権利の放棄について規定することとした。

(第 3 条関係)

- 4 知事は回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、議会に報告することを規定することとした。(第 4 条関係)
- 5 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定めることとした。(第 5 条関係)
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇ 熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

- 1 特別会計に関する法律による土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)の改正に伴い、関係規定を削ることとした。(第 4 条関係)
- 2 その他用語を整理することとした。(第 2 条―第 4 条、附則第 6 項、附則第 7 項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇ 熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県道路占用料徴収条例(昭和 43 年熊本県条例第 16 号)の一部改正【第 1 条】
  - (1) 道路法施行令第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設建築物を別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる物件として規定することとした。(第 2 条関係)
  - (2) 占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- 2 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成 8 年熊本県条例第 66 号)の一部改正【第 2 条】
  - 1 (2) の改定に伴い、関係規定の整備を行うこととした。(附則第 3 項、附則第 4 項関係)
- 3 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 1 (2) の改定は、平成 21 年 4 月 1 日以後の占用の期間に係る占用料について適用することとした。(附則第 2 項関係)
- 5 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例附則第 4 項の規定の適用を受けている物件等の占用料に係る経過措置を設けることとした。(附則第 3 項関係)

#### ◇ 熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

- 1 「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改めることとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇ 熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例

- 1 収入証紙の返還を受け現金を還付する場合におけるその還付する金額の表記を「当該証紙の定価の 100 分の 96 に相当する金額」から「当該証紙の額面金額から当該証紙に係る売りさばき手数料に相当する金額を差し引いた金額」に改正することとした。(第 7 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇ 熊本県用品調達基金条例及び熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例を廃止する条例

- 1 熊本県用品調達基金条例及び熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例は、廃止することとした。(第 1 条及び第 2 条関係)
- 2 第 1 条は平成 21 年 6 月 1 日から、第 2 条は平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例の廃止に伴い、熊本県用品調達基金管理事業特別会計の平成 20 年度の収入及び支出並びに同年度以前の決算に関する経過措置を設けることとした。(附則第 2 項関係)

#### ◇ 学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 熊本県立学校及び熊本縣市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の休職の特例に関する条例(昭和 32 年熊本県条例第 46 号)の一部改正【第 1 条】  
本則中「第 5 条の 2」を「第 6 条」に改正することとした。
- 2 熊本縣市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和 46 年熊本県条例第 4 号)の一部改正【第 2 条】
  - (1) 「第 5 条の 2」を「第 6 条」に改正することとした。(第 1 条関係)
  - (2) その他用語を整理することとした。(第 5 条関係)
- 3 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 の (2) は、公布の日から施行することとした。

#### ◇ 熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 義務教育等教員特別手当の最高額を次のとおり改定することとした。(熊本県立学校職員の給与に関する条例(以下「県給与条例」という。)第 17 条の 2 及び熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例(以下「市町村給与条例」という。)第 16 条の 2 関係) 「20, 200 円」→「15, 900 円」(月額)
- 2 教員特殊業務手当の額を次のとおり改定することとした。(県給与条例第 13 条

関係)

手当の種類		現行手当額	改正手当額
非常災害時等の緊急業務	ア 非常災害時の児童・生徒の保護 又は緊急の防災・復旧業務	3,200円(被害甚大6,400円)	6,400円(被害甚大12,800円)
	イ 児童・生徒に対する救急業務	1,500円	6,000円
	ウ 児童・生徒の緊急補導業務	1,500円	6,000円
修学旅行等引率指導業務で泊を伴うもの		1,700円	3,400円
対外運動競技等引率指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの		1,700円	3,400円
部活動指導業務で週休日等又は4時間勤務日に行うもの	3時間30分以上	1,400円	2,200円
	2時間以上3時間30分未満	700円	1,100円

- 3 その他用語の整理を行うこととした。(県給与条例第3条、第6条及び第15条の2並びに市町村給与条例第3条及び第6条関係)
- 4 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。ただし、3については公布の日から施行することとした。

**◇主幹教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例**

- 1 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部改正【第1条】
  - (1) 「職員」の定義に主幹教諭を加えることとした。(第3条関係)
  - (2) 教員特殊業務手当の支給対象職員に職務の級が給料表の特2級である職員を加えることとした。(第12条関係)
  - (3) 定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給対象職員に主幹教諭を加えることとした。(第17条の3、第17条の4関係)
  - (4) 主幹教諭の職務の級として、教育職給料表(2)の2級と3級の間に新たに特2級を設けることとした。(別表)
- 2 熊本市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部改正【第2条】
  - (1) 「職員」の定義に主幹教諭を加えることとした。(第3条関係)
  - (2) 多学年学級担当手当の支給対象職員に主幹教諭を加えることとした。(第11条の3関係)
  - (3) 主幹教諭の職務の級として、教育職給料表(3)の2級と3級の間に新たに特2級を設けることとした。(別表)
- 3 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正【第3条】
  - (1) 「教育職員」の定義に主幹教諭を加えることとした。(第2条関係)
  - (2) 教職調整額の支給対象職員に職務の級が給料表の特2級である職員を加えることとした。(第3条関係)
- 4 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

**◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 熊本県熊本北警察署の項管轄区域の欄に徳王一丁目及び徳王二丁目を加えることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例**

- 1 熊本県の警察官の定数を3,030人から3,042人に改めるとともに、階級別定数を警察法施行令に定める基準に基づき次表のとおり改正することとした。(第2条関係)

(単位 人)

区 分	現 在	改正後
警察官	3, 0 3 0	3, 0 4 2
警 視	1 1 2	1 1 2
警 部	2 3 3	2 3 3
警部補（巡査部長を含む。）	1, 7 6 3	1, 7 7 0
巡 査	9 2 2	9 2 7
警察官以外の職員	4 2 1	4 2 1
計	3, 4 5 1	3, 4 6 3

2 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。

**◇熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 次の手当の額の改定をすることとした。
  - (1) 第 3 号作業 1 日につき 3 8 0 円から 4 2 0 円に改定することとした。
  - (2) 第 8 号作業 1 日につき 4 5 0 円から 5 6 0 円に改定することとした。
  - (3) 第 1 7 号作業 1 回につき 4, 6 0 0 円から 5, 2 0 0 円に改定することとした。
- 2 第 5 号作業関係  
交通捜査作業と交通整理作業に分けて、手当の額を設けることとした。
- 3 第 9 号作業及び第 1 0 号作業  
感染症取扱いの場合とその他の場合に分けて、手当の額を設けることとした。
- 4 第 1 3 号作業  
3 の改正に伴い、規定を整理することとした。
- 5 第 2 6 号作業  
特に高い単価を適用する対象者を見直すこととした。
- 6 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。

**◇県民を振り込め詐欺被害から守る条例**

- 1 条例の目的として振り込め詐欺の被害の防止に向けた県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、振り込め詐欺の被害の防止に向けた措置を講じ、県民の財産を守ることを規定することとした。（第 1 条関係）
- 2 振り込め詐欺及び事業者の定義について規定することとした。（第 2 条関係）
- 3 県の責務について規定することとした。（第 3 条関係）
- 4 県民の責務について規定することとした。（第 4 条関係）
- 5 事業者の責務について規定することとした。（第 5 条関係）
- 6 市町村との連携について規定することとした。（第 6 条関係）
- 7 広報活動及び啓発活動について規定することとした。（第 7 条関係）
- 8 県民等の自主的な活動の支援について規定することとした。（第 8 条関係）
- 9 振り込め詐欺の被害の防止に有用な情報の提供について規定することとした。（第 9 条関係）
- 10 エー・ティー・エム利用時の留意事項について規定することとした。（第 1 0 条関係）
- 11 振り込め詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者を発見したときなどにおける県民及び事業者の通報等について規定することとした。（第 1 1 条、第 1 2 条関係）
- 12 通報を受けたときの警察官の措置について規定することとした。（第 1 3 条関係）
- 13 運用上の留意事項について規定することとした。（第 1 4 条関係）
- 14 公安委員会は、第 2 条第 6 項第 5 号の規定により事業者を定めたときは、その旨を議会に報告することとした。（第 1 5 条関係）
- 15 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 16 県は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行状況、振り込め詐欺の発生状況等を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。こととした。（附則第 2 項関係）

◇ 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 第 9 条第 1 項第 3 号中「犯罪者予防更生法第 18 条」を「更生保護法第 29 条」に改正することとした。
- 2 第 9 条第 1 項第 4 号に「青少年の家」を加えることとした。
- 3 第 9 条第 1 項第 5 号を「文部科学省組織令第 89 条の規定に基づく青年の家」を「独立行政法人国立青少年教育振興機構法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により設置された青少年交流の家」に改正することとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 21 年 3 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 9 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

- 第 5 条第 10 項中「欄」を「項」に改める。
- 第 7 条の 3 第 1 項第 1 号中「306, 900 円」を「410, 900 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 10 項の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 21 年 3 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 10 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年熊本県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条中第 18 号を削り、第 19 号を第 18 号とし、第 20 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
- 第 10 条を次のように改める。

（福祉業務手当）

第 10 条 福祉業務手当は、福祉事務所に勤務する職員（所長及び次長を除く。）が、福祉に関する現業業務に従事したときに支給する。

- 2 福祉業務手当の額は、前項の業務に従事した日 1 日につき 600 円とする。
- 第 25 条の 5 を次のように改める。

第 25 条の 5 削除

第 25 条の 20 中「、第 10 条第 2 項第 2 号及び第 25 条の 5 第 2 項」を削り、「これら」を「同号」に改める。

第 26 条第 1 項の表中

「

福祉総合相談所	福祉業務手当	を
中央家畜保健衛生所	家畜保健衛生業務従事手当	

」

「

家畜保健衛生所	感染症防疫作業手当	に改
---------	-----------	----

」

める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。  
平成 21 年 3 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 11 号

熊本県知事等の給与の特例に関する条例  
（知事及び副知事の給料及び期末手当の額の特例）

第 1 条 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における知事及び副知事の給料月額、熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 27 年熊本県条例第 111 号。以下「知事等給与条例」という。）第 3 条の規定にかかわらず、知事等給与条例別表第 1 に定める額から、その額に 100 分の 30（副知事にあつては、100 分の 15）を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

2 特例期間に支給される知事及び副知事の期末手当の額は、知事等給与条例第 4 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に 100 分の 10（副知事にあつては、100 分の 5）を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（知事の退職手当額の算出における在職期間の特例）  
 第 2 条 平成 21 年 2 月 23 日において知事であつた者の同日を含む任期に係る退職手当額の算出における在職期間の計算は、熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例（昭和 27 年熊本県条例第 5 号）第 5 条の規定にかかわらず、同条中「知事等となつた日」とあるのは、「平成 21 年 4 月 16 日」とする。

（教育長等の給料及び期末手当の額の特例）  
 第 3 条 特例期間における教育長、常勤の監査委員及び病院事業の管理者（以下「教育長等」という。）の給料月額は、熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和 63 年熊本県条例第 21 号。以下「教育長等給与条例」という。）第 3 条の規定にかかわらず、熊本県教育長等給与条例別表第 1 に定める額から、その額に 100 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

2 特例期間に支給される教育長等の期末手当の額は、教育長等給与条例第 4 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に 100 分の 5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（一般職の職員等の給料の額の特例）  
 第 4 条 特例期間における熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号。以下「一般職給与条例」という。）、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 19 号。以下「県立学校職員給与条例」という。）、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 20 号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）、熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 43 号。以下「特別職秘書給与条例」という。）、熊本県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例（平成 15 年熊本県条例第 1 号。以下「任期付職員給与条例」という。）又は熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年熊本県条例第 2 号。以下「任期付研究員給与条例」という。）の適用を受ける職員（平成 5 年熊本県条例第 4 条、第 5 条（熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年熊本県条例第 14 号。以下「育児休業条例」という。）第 15 条又は第 25 条の規定により読み替えられる場合を含む。）及び第 5 条の 2、県立学校職員給与条例第 5 条、第 6 条（育児休業条例第 16 条又は第 26 条の規定により読み替えられる場合を含む。）及び第 6 条の 2、市町村立学校職員給与条例第 5 条、第 6 条（育児休業条例第 17 条又は第 27 条の規定により読み替えられる場合を含む。）及び第 6 条の 2、特別職秘書給与条例第 3 条、任期付職員給与条例第 7 条第 1 項から第 3 項まで（育児休業条例第 18 条の規定により読み替えられる場合を含む。）及び第 6 項並びに任期付研究員給与条例第 5 条第 1 項から第 4 項まで（育児休業条例第 19 条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により定める額（以下「基礎額」という。）から、基礎額に次の各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、基礎額とする。

(1) 一般職給与条例第 7 条の 2 第 1 項及び県立学校職員給与条例第 8 条の 2 第 1 項（市町村立学校職員給与条例第 8 条の 2 の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定により管理職手当が支給される職員にある職員（次号において「管理職員」という。）のうち、規則で定める職員 100 分の 7

(2) 管理職員（前号に掲げる職員を除く。）、任期付職員給与条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員及び任期付研究員給与条例第 5 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員 100 分の 5

(3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 100 分の 3  
 （非常勤職員の報酬の額の特例）

第 5 条 特例期間における熊本県報酬及び費用弁償条例（昭和 32 年熊本県条例第 14 号。以下「費用弁償条例」という。）別表第 1 第 1 項から第 9 項までに掲げる非常勤職員の（収用委員等のあつた委員を除く。）の報酬月額、費用弁償に次ぎの 2 号に掲げる非常勤職員にかかわらず、費用弁償条例別表第 1 に定める額から、その額に次の各号に掲げる非常勤職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 委員長又は会長の職にある非常勤職員 100 分の 7  
 (2) 前号に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員 100 分の 5

附 則  
 （施行期日）



- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。  
(第 4 条の規定の適用の特例)
- 2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年熊本県条例第 8 号)附則第 7 項から第 9 項まで、熊本県立学校職員の給与に関する条例(平成 18 年熊本県条例第 4 2 号)附則第 6 項から第 8 項まで及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(平成 18 年熊本県条例第 4 3 号)附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料を支給される職員に關する第 4 条の規定の適用については、同条中「これらの規定により定める額」とあるのは「これらの規定により定める額と熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年熊本県条例第 8 号)附則第 7 項から第 9 項まで、熊本県立学校職員の給与に関する条例(平成 18 年熊本県条例第 4 2 号)附則第 6 項から第 8 項まで又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年熊本県条例第 4 3 号)附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額(以下「平成 18 年改正条例附則の規定による給料の額」と総称する。)との合計額」と、「基礎額」とあるのは「基礎額(退職手当の額の算定の基礎となる給料の額は、基礎額から、平成 18 年改正条例附則の規定による給料の額を除いた額)とする。  
(第 5 条の規定の適用の特例)
- 3 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年熊本県条例第 1 4 号)附則第 2 項の規定による報酬を支給される非常勤職員に關する第 5 条の規定の適用については、同条中「別表第 1 に定める額」とあるのは「別表第 1 に定める額と熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年熊本県条例第 1 4 号)附則第 2 項の規定による報酬の額との合計額」とする。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 21 年 3 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 1 2 号**

- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例  
熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。
- 第 2 条第 1 項第 1 1 9 号中「及び」を「若しくは第 2 項又は」に改め、「第 1 6 条の 2 第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加え、同項第 1 2 0 号中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同項第 1 2 1 号中「第 5 条第 5 項」を「第 5 条第 6 項」に改め、同項第 1 2 1 号の 2 の次に次の 7 号を加える。
    - (121)の 3 教育職員免許法第 6 条第 1 項又は第 4 項の規定に基づく教育職員検定教育職員検定手数料 1, 7 0 0 円
    - (121)の 4 教育職員免許法第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新  
教育職員の免許状の有効期間更新手数料 3, 3 0 0 円
    - (121)の 5 教育職員免許法第 9 条の 2 第 5 項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長  
教育職員の免許状の有効期間延長手数料 1, 7 0 0 円
    - (121)の 6 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 9 8 号。以下この号から第 1 2 1 号の 9 までにおいて「平成 19 年改正免許法」という。)附則第 2 条第 2 項の規定に基づく旧免許状所持者の免許状更新講習の修了確認  
旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認手数料 3, 3 0 0 円
    - (121)の 7 平成 19 年改正免許法附則第 2 条第 3 項第 3 号の規定に基づく修了確認期限を超過した旧免許状所持者の免許状更新講習の修了確認  
修了確認期限を超過した旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認手数料 3, 3 0 0 円
    - (121)の 8 平成 19 年改正免許法附則第 2 条第 4 項の規定に基づく旧免許状所持現職教員の修了確認期限の延期  
旧免許状所持現職教員の修了確認期限延期手数料 1, 7 0 0 円
    - (121)の 9 平成 19 年改正免許法附則第 2 条第 5 項の規定に基づく旧免許状所持現職教員の免許状更新講習受講免除者であることの認定  
旧免許状所持現職教員の免許状更新講習受講免除手数料 3, 3 0 0 円
  - 第 2 条第 1 項第 1 2 4 号を次のように改める。
    - (124) 削除
    - 第 2 条第 1 項第 1 5 7 号中「12, 0 0 0 円」を「17, 0 0 0 円」に改め、同項中第 1 8 6 号の 2 を第 1 8 6 号の 3 とし、第 1 8 6 号の次に次の 1 号を加える。
      - (186)の 2 建築基準法第 1 2 条第 7 項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳に記載されている事項に係る証明  
建築確認等台帳記載事項証明手数料 4 0 0 円
    - 第 2 条第 1 項第 2 2 1 号の次に次の 1 号を加える。
      - (221)の 2 建築士法第 5 条第 2 項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付

建築士免許証の書換え交付又は再交付手数料 5,900円  
 第2条第1項第222号中「15,100円」を「16,900円」に改め、同項第273号ア中「8,500円」を「7,600円」に、「8,000円」を「7,100円」に改め、同号イ中「6,700円」を「6,000円」に、「6,200円」を「5,500円」に改め、同項第277号ア中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に改め、同号イ中「9,400円」を「8,400円」に、「8,900円」を「7,900円」に改め、同号ウ及びエ中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に改め、同号オ中「9,400円」を「8,400円」に、「8,900円」を「7,900円」に改め、同項第340号の次に次の1号を加える。

(340)の2 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項又は第2項の規定に基づく知事の設立認可を受けた土地区画整理組合の代表者及び印鑑であることの証明

土地区画整理組合証明書交付手数料 1通につき 400円  
 第2条第1項第401号中「第1号、第2号若しくは第3号に基づく道路の使用の許可又は同項第4号に規定する熊本県道路交通規則(昭和47年公安委員会規則第1号)第2条各号」を「の規定」に改め、同項第405号の次に次の2号を加える。

(405)の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査の実施

認知機能検査手数料 650円

(405)の3 道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査を実施する者に対する講習の実施

認知機能検査員講習手数料 講習1時間につき 700円

第2条第1項第414号の2ア中「第37条の6に係る」を「第37条の6第2号に規定する」に改め、同号イ中「に係る」を「に規定する」に、「1,400円」を「1,500円」に改め、同号ウ中「2,750円」を「2,650円」に改め、同項第450号中「製造業(薬事法施行規則)の次に「(昭和36年厚生省令第1号)」を加え、同項第477号の34の次に次の2号を加える。

(477)の35 薬事法施行規則第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付

販売従事登録証書換え交付手数料 2,100円

(477)の36 薬事法施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付

販売従事登録証再交付手数料 2,900円

第2条第1項第512号中「23,000円」を「20,700円」に、「22,500円」を「20,200円」に改め、同項第528号を次のように改める。

(528) 削除

第2条第1項第622号中「第115条の10」を「第115条の11」に改め、同項第622号の2中「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に、「35,000円」を「24,000円」に改め、同項第623号中「第115条の29第3項」を「第115条の35第3項」に改め、同項第623号の12中「16,000円」を「13,000円」に改め、同項第623号の25ア中「4,000円」を「3,900円」に改め、同号イ中「5,300円」を「5,200円」に改め、同項第623号の26中「1,100円」を「1,000円」に改め、同項第623号の27中「2,900円」を「2,800円」に改め、同項第623号の28中「1,900円」を「1,800円」に改め、同項第649号及び第650号を次のように改める。

(649) 熊本県農業研究センターによる肉用牛の産肉能力直接検定

肉用牛産肉能力直接検定手数料 1頭1日につき 620円

(650) 削除

第2条第1項第651号ク中「農業災害補償法施行規則」の次に「(昭和22年農林省令第95号)」を加え、同項第663号中「教育職員免許状に関する規則(昭和30年熊本県教育委員会規則第2号)第38条に規定する」を「熊本県教育委員会が授与した」に改める。

別表第9の2中備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して、建築物を建築する場合又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合であつて、主たる架構を構成する部材の変更を伴わない部分的な構造計算について判定を行うときは、構造計算適合性判定に係る面積が1,000平方メートル以内のもの区分に応じた額を第2条第1項第177号の別表第9の2に掲げる区分に応じた額とする。

別表第9の3中 

1,000平方メートル以内のもの	126,000円
------------------	----------

 を

200平方メートル以内のもの	82,000円
200平方メートルを超え、1,00	126,000円

に、

0 平方メートル以内のもの	
---------------	--

1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 6 3, 0 0 0 円
----------------------	----------------

2 0 0 平方メートル以内のもの	8 7, 0 0 0 円
2 0 0 平方メートルを超え、1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1 6 3, 0 0 0 円

に改め、同表中備考

3 を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。  
 2 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して、建築物を建築する場合又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合であつて、主たる架構を構成する部材の変更を伴わない部分的な構造計算について判定を行うときは、構造計算適合性判定に係る面積が200平方メートル以内のものに区分に応じた額を第2条第1項第177号の別表第9の3に掲げる区分に応じた額とする。

別表第19中

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	講習1時間につき 2, 0 5 0 円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	講習1時間につき 1, 5 0 0 円

を

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	5, 8 0 0 円
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	5, 3 5 0 円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	2, 3 5 0 円

に改める。

別表第20検定職種の欄中「ビル設備管理、」及び「、工業彫刻」を削り、「製材のこ目立て」の次に「、機械検査」を加え、「、家庭用電気治療器調整」及び「、眼鏡レンズ加工」を削り、「ニット製品製造」の次に「、婦人子供服製造」を、「紳士服製造」の次に「、和裁」を加え、「、ほうろう加工」及び「、浴槽設備施工」を削り、「ウェルポイント施工」の次に「、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図」を加え、同表実技手数料の欄中「15, 7 0 0 円」を「16, 5 0 0 円」に、「、その他」を「その他」に、「10, 5 0 0 円」を「11, 0 0 0 円」に改め、同表機械検査、婦人子供服製造の項及び和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条第1項第401号の改正規定、同項第414号の2の改正規定(同号ア中「第37条の6に係る」を「第37条の6第2号に規定する」に改める部分及び同号イ中「に係る」を「に規定する」に改める部分に限る。)、同項第450号、第528号、第649号、第650号、第651号及び第663号の改正規定並びに別表第20の改正規定(同表実技手数料の欄中「、その他」を「その他」に改める部分に限る。) 公布の日
  - (2) 第2条第1項第623号の25から第623号の28までの改正規定 平成21年4月16日
  - (3) 第2条第1項第622号の改正規定、同項第622号の2の改正規定(「35,000円」を「24,000円」に改める部分を除く。)及び同項第623号の改正規定 平成21年5月1日
  - (4) 第2条第1項中第186号の2を第186号の3とし、第186号の次に1号を加える改正規定、同項第221号の次に1号を加える改正規定、同項第340号の次に1号を加える改正規定、同項第405号の次に2号を加える改正規定(同項第405号の3に係る部分を除く。)、同項第414号の2の改正規定(同号ア中「第37条の6に係る」を「第37条の6第2号に規定する」に改める部分及び同号イ中「に係る」を「に規定する」に改める部分を除く。)、別表第9の2、別表第9の3及び別表第19の改正規定並びに附則第4項の規定(熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)別表第1手数料の項中第177号の2を第177号の3とし、第177号の次に1号を加える改正規定、第212号の次に1号を加える改正規定、第313号の次に1号を加える改正規定及び第368号の次に2号を加える改正規定(第368号の3に係る部分を除く。))に限る。) 平成21年6月1日
- 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の熊本県手数料条例別表第20(以下この項において「改正別表第20」という。)検定職種の欄に掲げる職種のうち、次の表の左欄に掲げる検定職種に係る実技手数料については、改正別表第20の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

検定職種	年度	実技手数料の額
機械検査、婦人子供服製造	平成21年度	14,200円(公共職業能力開発施設の訓練生又は職業能力開発総合大学校の訓練生、認定職業訓練施設の訓練生(就職している者を除く。)、高等学校又は中等教育学校の後期課程の在校生、専修学校又は各種学校の在校生、高等専門学校の在校生、短期大学の在校生、大学の在校生その他知事が認める者(以下この表において「在校生」という。)が3級を受検する場合にあっては、9,500円)
	平成22年度	15,400円(在校生が3級を受検する場合にあっては、10,300円)
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図	平成21年度	13,200円(在校生が3級を受検する場合にあっては、8,800円)
	平成22年度	14,900円(在校生が3級を受検する場合にあっては、9,900円)

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 4 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。  
別表第1手数料の項第116号の2の次に次の7号を加える。

	116の3	教育職員検定手数料
	116の4	教育職員の免許状の有効期間更新手数料
	116の5	教育職員の免許状の有効期間延長手数料
	116の6	旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認手数料
	116の7	修了確認期限を経過した旧免許状所持者の免許状更新講習修了確認手数料
	116の8	旧免許状所持現職教員の修了確認期限延期手数料
	116の9	旧免許状所持現職教員の免許状更新講習受講免除手数料
別表第1	手数料の項第119号を次のように改める。	
	119	削除
別表第1	手数料の項中第177号の2を第177号の3とし、第177号の次に次の1号を加える。	
別表第1	177の2	建築確認等台帳記載事項証明手数料
	手数料の項第212号の次に次の1号を加える。	
別表第1	212の2	建築士免許証の書換え交付又は再交付手数料
	手数料の項第313号の次に次の1号を加える。	
別表第1	313の2	土地区画整理組合証明書交付手数料
	手数料の項第368号の次に次の2号を加える。	
	368の2	認知機能検査手数料
	368の3	認知機能検査員講習手数料
別表第1	手数料の項第428号の17の次に次の2号を加える。	
	428の18	販売従事登録証書換え交付手数料
	428の19	販売従事登録証再交付手数料

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第13号**

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例  
熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 熊本県本人確認情報保護審議会（第2条―第8条）」を  
第2章 本  
第3章 熊  
人確認情報の利用、提供等（第2条―第4条）

に、「第3章」を「第4章」に、「  
本県本人確認情報保護審議会（第5条―第11条）」  
第9条・第10条」を「第12条・第13条」に、「第4章」を「第5章」に、「第11  
条」を「第14条」に改める。

第11条を第14条とする。  
第4章を第5章とする。  
第3章中第10条を第13条とし、第9条を第12条とする。  
第3章を第4章とする。  
第2章中第8条を第11条とし、第2条から第7条までを3条ずつ繰り下げる。  
第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 本人確認情報の利用、提供等  
（本人確認情報の利用に係る事務）  
第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務）  
第3条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第2のとおりとする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）  
第4条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。  
附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）  
1 熊本県職員等恩給条例（大正13年熊本県令第8号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの  
2 熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）による年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	熊本県育英資金貸与基金条例（昭和47年熊本県条例第27号）による育英資金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県統計調査条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第14号

熊本県統計調査条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（熊本県統計調査条例の一部改正）

第1条 熊本県統計調査条例（昭和30年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「統計調査」を「指定統計調査」に、「実施する統計調査であって」を「統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査のうち」に改め、「（以下「調査」という。）」を削る。

第3条（見出しを含む。）及び第4条第1項中「調査」を「指定統計調査」に改める。

第6条第1項中「調査の」を「指定統計調査の」に、「置く」を「置くことができる」に改める。

第8条第1項中「調査の」を「指定統計調査の」に改める。

第9条を次のように改める。

（調査票情報の二次利用）

第9条 知事その他の執行機関は、次に掲げる場合には、その実施した指定統計調査に係る調査票情報（法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。）を利用することができる。

（1）統計の作成又は統計的研究を行う場合

（2）統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

第10条を削り、第11条中「調査」を「指定統計調査」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第10条とする。

第12条第2号中「調査」を「指定統計調査」に改め、同条第5号を削り、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

別記様式（表）を次のように改める。

（表）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>写 真 縦3.0センチメートル 横2.5センチメートル</p> </div>	実 地 調 査 証	第 号
	職 名 氏 名	
職務施行期間	年 月 日から 年 月 日まで	
調査目的	年 月 日交付	
熊本県知事		印

別記様式（裏）中「調査の」を「指定統計調査の」に、「第12条 左に掲げる各号の1に該当するものは5千円以下」を「第11条 次に掲げる各号の一に該当する者は10万円以下」に、「調査につき」を「指定統計調査につき」に改め、「（5） 第9条又は第10条の規定に違反した者」を削る。

（熊本県個人情報保護条例の一部改正）

第2条 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項各号を次のように改める。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県統計調査条例（次項において「旧条例」という。）第2条の規定により指定を受けている調査は、第1条の規定による改正後の熊本県統計調査条例（次項において「新条例」という。）第2条の規定により指定を受けた指定統計調査とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第3条の規定によりした告示は、新条例第3条の規定によりした告示とみなす。

熊本県環境センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第15号**

熊本県環境センター条例の一部を改正する条例

熊本県環境センター条例（平成5年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「会議室」の次に「又は環境シアター」を加える。

第9条第3号中「環境センターの会議室の使用の」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分		金額		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
会議室	全面の使用	1, 260円	1, 680円	2, 940円
	2分の1の使用	630円	840円	1, 470円
環境シアター		2, 310円	3, 080円	5, 390円

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県鳥獣保護センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第16号**

熊本県鳥獣保護センター条例を廃止する条例

熊本県鳥獣保護センター条例（昭和56年熊本県条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第17号**

熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例を廃止する条例

熊本県交通補導員等災害見舞金支給条例（昭和44年熊本県条例第66号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第18号**

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（目的）

第1条 この条例は、熊本県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等

に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって中小企業者等の事業の再生に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項の中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 保証協会が信用保証協会法第8条第1項の業務方法書に従い中小企業者等に対する金融機関からの融資に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する当該中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。
- (4) 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であつて、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
- (5) 回収納付金 保証協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 知事は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受け、た場合は、当該申出が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該計画が事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第42条第1項の中小企業再生支援協議会の助言に従い同法第41条第2項の認定支援機関が行う支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力再生特別措置法第47条の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (3) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (4) その他前3号に準ずる計画で、事業の再生に資すると知事が認めるもの

(報告)

第4条 知事は、前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第19号

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

熊本県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和44年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「もの。」を「もの」に改め、同条第2項中「前項」を「前項各号」に、「その者の」を「その者に対する」に改める。

第3条第1項第1号中「団体営の土地改良事業」の次に「（国営土地改良事業及び県営土地改良事業以外の土地改良事業をいう。）」を加える。

第4条第1項中「次項の規定により支払期間に据置期間を含む事業についての」を削り、同条第2項第1号中「当該土地改良事業」を「当該国営土地改良事業」に、「年度以後において」を「年度の翌年度以後の年度で」に、「、変更及び災害復旧」を「及び変更」に改め、「、第1号の4」を削り、同条第3項中「前項」を「同項」に改め、同項第1号中「。ただし、法第88条の2第1項の規定によりその工事に係る事業費のうち同条第2項各号に掲げる費用につき借入金をもってその財源とする国営土地改良事業に係るものについては、農林水産大臣の定める率（令第52条第3項に規定する国営土地改良事業の負担金については、同項の規定により区分された指定日前事業費額に相当する部分につき年5分、指定日後、事業費額に相当する部分につき年6分5厘）」を削る。

附則第6項中「令附則第24項」を「令附則第17項」に改める。

附則第7項中「令附則第25項」を「令附則第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第20号**

熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(熊本県道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 熊本県道路占用料徴収条例(昭和43年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)」を「令」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第8号に掲げる応急仮設建築物

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占有物件		占有料			
		単 位	所在地		
			熊本市	熊本市以外の市	町村
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	1,100	690	630
	第二種電柱		1,600	1,100	970
	第三種電柱		2,200	1,400	1,300
	第一種電話柱		950	620	560
	第二種電話柱		1,500	990	900
	第三種電話柱		2,100	1,400	1,200
	その他の柱類		95	62	56
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	9	6	6
	地下に設ける電線その他の線類		6	4	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	930	600	550
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	570	370	340
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,900	1,200	1,100	
郵便差出箱及び信書便差出箱		800	520	470	

	広告塔		表示面積 1平方メ ートルに つき1年	14,000	1,600	980
	その他のもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	1,900	1,200	1,100
法第32 条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が0.07メートル未 満のもの		長さ1メ ートルに つき1年	40	26	24
	外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満のも の			57	37	34
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のも の			85	56	51
	外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満のも の			110	74	67
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			170	110	100
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			230	150	130
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			400	260	240
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			570	370	340
	外径が1メートル以上の もの			1,100	740	670
法第32条第1項第3号及び第4 号に掲げる施設			占用面積 1平方メ ートルに つき1年	1,900	1,200	1,100
法第32 条第1項 第5号に 掲げる施 設	地下街及 び地下室	階数が1の もの		Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2の もの		Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以 上のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			7,200	800	490
	地下に設ける通路			4,300	480	290
	その他のもの			1,900	1,200	1,100

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	140	16	10
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	1,400	160	98
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき1月	1,400	160	98
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	14,000	1,600	980
	標識		1本につき1年	1,500	990	900
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	140	16	10
		その他のもの	1本につき1月	1,400	160	98
	幕(令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	140	16	10
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	1,400	160	98
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	14,000	1,600	980
		その他のもの		7,200	800	490
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積 1平方メートルにつき1月	1,400	160
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設				190	120	110

令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第10号及び第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額			

備 考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地（令第7条第9号及び第10号に掲げる施設について近傍類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の固定資産税評価額を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

(熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)  
 第2条 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成8年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号ウ中「平成12年度以降」を「平成12年度から平成20年度まで」に改め、附則第3項第2号イ中「平成10年度以降」を「平成10年度から平成20年度まで」に改める。

附則第4項中「当分の間」を「平成20年度までの占用の期間に係るものについては」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用の期間に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成8年熊本県条例第66号)附則第4項(以下「改正附則第4項」という。)の規定の適用を受け、かつ、引き続き施行日において道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受け、又は同法第35条の規定による同意(以下「同意」という。)を得て道路の占有をしている工作物、物件又は施設(施行日に許可を受け、又は同意を得たものを含む。以下「第4項適用物件」という。)に対して徴収すべき施行日以後の占用の期間に係る占用料の額は、当該第4項適用物件について改正後の別表の規定を適用して算定した占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 平成21年度 当該第4項適用物件に係る改正附則第4項の規定を適用して算定した占用料の額に1.1を乗じて得た額

(2) 平成22年度から平成25年度まで 当該第4項適用物件に係る前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第21号**

熊本県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

熊本県地方港湾審議会条例(昭和49年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第22号**

熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例

熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「定価の100分の96に相当する」を「額面金額から当該証紙に係る売りさばき手数料に相当する金額を差し引いた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県用品調達基金条例及び熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第23号**

熊本県用品調達基金条例及び熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例を廃止する条例

(熊本県用品調達基金条例の廃止)

第1条 熊本県用品調達基金条例(昭和39年熊本県条例第26号)は、廃止する。

(熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例の廃止)

第2条 熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例(昭和39年熊本県条例第27号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は平成21年6月1日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による廃止前の熊本県用品調達基金管理事業特別会計条例に基づく熊本県用品調達基金管理事業特別会計の平成20年度の収入及び支出並びに同年度以前の決算に関しては、なお従前の例による。

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第24号

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（熊本県立学校及び熊本県市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の休職の特例に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県立学校及び熊本県市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の休職の特例に関する条例（昭和32年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

本則中「第5条の2」を「第6条」に改める。

（熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例（昭和46年熊本県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条の2」を「第6条」に改める。

第5条第2項第2号中「へき地学校」を「へき地等学校」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条中熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例第5条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第25号

熊本県立学校職員の給与に関する条例及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「講師」の次に「（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第17条の3及び第17条の4において同じ。）」を加える。

第6条第10項中「欄」を「項」に改める。

第13条第1項第9号中「3,200円」を「6,400円」に、「1,500円」を「6,000円」に、「1,700円」を「3,400円」に、「1,400円」を「2,200円」に、「700円」を「1,100円」に改める。

第15条の2第1項中「年末年始の休暇等」を「年末年始の休日等」に改める。

第17条の2第2項中「20,200円」を「15,900円」に改める。

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「講師」の次に「（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第11条の3において同じ。）」を加える。

第6条第10項中「欄」を「項」に改める。

第16条の2第2項中「20,200円」を「15,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第3条、第6条第10項及び第15条の2第1項の改正規定並びに第2条中熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第3条及び第6条第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

主幹教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第26号

主幹教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例  
 (熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)  
 第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。  
 第3条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。  
 第12条第10項中「又は2級」を「、2級又は特2級」に改める。  
 第17条の3第1項第1号中「を置くもの又は通信教育を行う」を「又は通信制の課程を置く」に改め、「教頭」の次に「、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する主幹教諭」を加える。  
 第17条の4第1項第1号中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加え、「及び教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)附則第2項から第4項まで」を削り、「教諭又は講師の」を「主幹教諭又は教諭の」に改める。

別表中  
「

2 級	3 級
給料月額	給料月額
円	円
192,800	331,500
194,500	333,800
196,200	336,100
197,900	338,400
199,700	340,700
201,400	343,000
203,100	345,300
204,800	347,600
206,600	349,800
208,500	352,000
210,400	354,200
212,300	356,400
214,000	358,600
216,000	360,700
218,000	362,800
220,000	364,900
221,900	366,900
224,600	368,900
227,300	370,900
230,000	372,900
232,800	375,000
235,700	377,000
238,600	379,000
241,500	381,000
244,300	382,900
247,100	384,900
249,900	386,900
252,700	388,900
255,500	390,800
258,100	392,800
260,700	394,800
263,300	396,800
265,900	398,700
268,500	400,500
271,100	402,300
273,700	404,100
276,300	405,700

2 級	特 2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
192,800	254,100	331,500
194,500	256,900	333,800
196,200	259,700	336,100
197,900	262,500	338,400
199,700	265,300	340,700
201,400	268,000	343,000
203,100	270,700	345,300
204,800	273,400	347,600
206,600	276,100	349,800
208,500	278,800	352,000
210,400	281,500	354,200
212,300	284,200	356,400
214,000	286,900	358,600
216,000	289,600	360,700
218,000	292,300	362,800
220,000	295,000	364,900
221,900	297,700	366,900
224,600	300,400	368,900
227,300	303,100	370,900
230,000	305,800	372,900
232,800	308,500	375,000
235,700	311,200	377,000
238,600	313,900	379,000
241,500	316,600	381,000
244,300	319,300	382,900
247,100	321,700	384,900
249,900	324,100	386,900
252,700	326,500	388,900
255,500	328,900	390,800
258,100	331,100	392,800
260,700	333,300	394,800
263,300	335,500	396,800
265,900	337,700	398,700
268,500	339,900	400,500
271,100	342,100	402,300
273,700	344,300	404,100
276,300	346,500	405,700

278,900	407,300		278,900	348,700	407,300
281,500	408,900		281,500	350,900	408,900
284,100	410,500		284,100	353,100	410,500
286,600	412,200		286,600	355,300	412,200
289,200	413,800		289,200	357,400	413,800
291,700	415,400		291,700	359,500	415,400
294,200	417,000		294,200	361,600	417,000
296,500	418,700		296,500	363,700	418,700
299,200	420,300		299,200	365,800	420,300
301,900	421,900		301,900	367,900	421,900
304,600	423,500		304,600	370,000	423,500
307,100	425,200		307,100	372,100	425,200
309,600	426,800		309,600	374,100	426,800
312,100	428,400		312,100	376,100	428,400
314,600	430,000		314,600	378,100	430,000
317,000	431,700		317,000	380,100	431,700
319,200	433,300		319,200	381,900	433,300
321,400	434,900		321,400	383,700	434,900
323,600	436,500		323,600	385,500	436,500
325,900	438,200		325,900	387,300	438,200
328,100	439,800		328,100	389,000	439,800
330,300	441,400		330,300	390,700	441,400
332,500	443,000	を	332,500	392,400	443,000
334,700	444,700		334,700	394,100	444,700
336,900	446,300		336,900	395,600	446,300
339,100	447,900		339,100	397,100	447,900
341,300	449,500		341,300	398,600	449,500
343,500	451,200		343,500	400,100	451,200
345,700	452,800		345,700	401,600	452,800
347,900	454,400		347,900	403,100	454,400
350,100	456,000		350,100	404,600	456,000
352,100	457,600		352,100	406,100	457,600
354,200	459,200		354,200	407,500	459,200
356,300	460,800		356,300	408,900	460,800
358,400	462,400		358,400	410,300	462,400
360,400	463,900		360,400	411,700	463,900
362,400	464,900		362,400	413,100	464,900
364,400	465,900		364,400	414,500	465,900
366,400	466,900		366,400	415,900	466,900
368,400	467,700		368,400	417,300	467,700
370,100			370,100	418,700	
371,800			371,800	420,100	
373,500			373,500	421,500	
375,200			375,200	422,900	
376,700			376,700	424,200	
378,200			378,200	425,500	
379,700			379,700	426,800	
381,200			381,200	428,100	
382,700			382,700	429,300	
384,200			384,200	430,500	
385,700			385,700	431,700	
387,200			387,200	432,900	
388,600			388,600	434,000	



390,000		390,000	435,100
391,400		391,400	436,200
392,900		392,900	437,300
394,200		394,200	438,400
395,500		395,500	439,500
396,800		396,800	440,600
398,200		398,200	441,700
399,300		399,300	442,500
400,400		400,400	443,300
401,500		401,500	444,100
402,600		402,600	444,900
403,700		403,700	445,500
404,800		404,800	446,100
405,900		405,900	446,700
406,800		406,800	447,300
407,800		407,800	447,900
408,800		408,800	448,500
409,800		409,800	449,100
410,700		410,700	449,700
411,600		411,600	
412,500		412,500	
413,400		413,400	
414,100		414,100	
414,900		414,900	
415,700		415,700	
416,500		416,500	
417,300		417,300	
418,100		418,100	
418,900		418,900	
419,700		419,700	
420,500		420,500	
421,000		421,000	
421,500		421,500	
422,000		422,000	
422,400		422,400	
422,900		422,900	
423,400		423,400	
423,900		423,900	
424,300		424,300	
424,800		424,800	
425,300		425,300	
425,800		425,800	
426,200		426,200	
426,700		426,700	
427,200		427,200	
427,700		427,700	
428,100		428,100	

279,400	338,200

279,400	308,800	338,200

に改める。  
 (熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)  
 第 2 条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 20 号)の一部を次のように改正する。  
 第 3 条中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。  
 第 11 条の 3 第 1 項中「担当する」の次に「主幹教諭、」を加える。  
 別表中

2 級	3 級
給料月額	給料月額
円	円
164,400	286,300
166,500	289,400
168,600	292,500
170,800	295,600
172,800	298,400
175,000	301,500
177,200	304,600
179,400	307,700
181,700	310,700
184,500	313,600
187,200	316,500
189,900	319,400
192,800	322,300
194,500	324,600
196,200	326,900
197,900	329,200
199,700	331,500
201,400	333,800
203,100	336,100
204,800	338,400
206,600	340,700
208,500	343,000
210,400	345,300
212,300	347,600
214,000	349,800
216,000	351,700
218,000	353,600
220,000	355,500

2 級	特 2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
164,400	254,100	286,300
166,500	256,900	289,400
168,600	259,700	292,500
170,800	262,500	295,600
172,800	265,300	298,400
175,000	268,000	301,500
177,200	270,700	304,600
179,400	273,400	307,700
181,700	276,100	310,700
184,500	278,800	313,600
187,200	281,500	316,500
189,900	284,200	319,400
192,800	286,900	322,300
194,500	289,600	324,600
196,200	292,300	326,900
197,900	295,000	329,200
199,700	297,700	331,500
201,400	300,400	333,800
203,100	303,100	336,100
204,800	305,800	338,400
206,600	308,500	340,700
208,500	311,200	343,000
210,400	313,900	345,300
212,300	316,600	347,600
214,000	319,300	349,800
216,000	321,700	351,700
218,000	324,100	353,600
220,000	326,500	355,500

221,900	357,400		221,900	328,900	357,400
224,600	359,300		224,600	331,100	359,300
227,300	361,200		227,300	333,300	361,200
230,000	363,100		230,000	335,500	363,100
232,800	364,900		232,800	337,700	364,900
235,700	366,700		235,700	339,800	366,700
238,600	368,500		238,600	341,900	368,500
241,500	370,300		241,500	344,000	370,300
244,300	372,200		244,300	346,100	372,200
247,100	373,800		247,100	348,100	373,800
249,900	375,400		249,900	350,100	375,400
252,700	377,000		252,700	352,100	377,000
255,500	378,700		255,500	354,100	378,700
258,100	380,300		258,100	355,900	380,300
260,700	381,900		260,700	357,700	381,900
263,300	383,500		263,300	359,500	383,500
265,900	385,100		265,900	361,300	385,100
268,500	386,700		268,500	363,000	386,700
271,100	388,300		271,100	364,700	388,300
273,700	389,900		273,700	366,400	389,900
276,300	391,400		276,300	368,100	391,400
278,900	392,900		278,900	369,800	392,900
281,500	394,400		281,500	371,500	394,400
284,100	395,900		284,100	373,200	395,900
286,600	397,500		286,600	374,900	397,500
289,200	398,900		289,200	376,400	398,900
291,700	400,300		291,700	377,900	400,300
294,200	401,700		294,200	379,400	401,700
296,500	403,200		296,500	380,900	403,200
299,200	404,600		299,200	382,300	404,600
301,900	406,000		301,900	383,700	406,000
304,600	407,400		304,600	385,100	407,400
307,100	408,700		307,100	386,500	408,700
309,600	410,100		309,600	387,800	410,100
312,100	411,500		312,100	389,100	411,500
314,600	412,900		314,600	390,400	412,900
317,000	414,100		317,000	391,700	414,100
319,200	415,300		319,200	392,900	415,300
321,400	416,500		321,400	394,100	416,500
323,600	417,700		323,600	395,300	417,700
325,900	418,800		325,900	396,500	418,800
328,100	420,000		328,100	397,700	420,000
330,300	421,200	を	330,300	398,900	421,200
332,500	422,400		332,500	400,100	422,400
334,700	423,400		334,700	401,300	423,400
336,900	424,200		336,900	402,400	424,200
339,100	425,000		339,100	403,500	425,000
341,300	425,800		341,300	404,600	425,800
343,300	426,700		343,300	405,700	426,700
345,200	427,500		345,200	406,700	427,500
347,100	428,300		347,100	407,700	428,300
349,000	429,100		349,000	408,700	429,100

350,800	429,900	350,800	409,700	429,900
352,600	430,600	352,600	410,500	430,600
354,400	431,300	354,400	411,300	431,300
356,200	432,000	356,200	412,100	432,000
357,900	432,700	357,900	412,900	432,700
359,600	433,400	359,600	413,700	433,400
361,300	434,100	361,300	414,500	434,100
363,000	434,800	363,000	415,300	434,800
364,700	435,500	364,700	416,100	435,500
366,100	436,200	366,100	416,800	436,200
367,500	436,900	367,500	417,500	436,900
368,900	437,600	368,900	418,200	437,600
370,400	438,100	370,400	418,900	438,100
371,700		371,700	419,600	
373,000		373,000	420,300	
374,300		374,300	421,000	
375,700		375,700	421,700	
376,800		376,800	422,300	
377,900		377,900	422,900	
379,000		379,000	423,400	
380,200		380,200	423,900	
381,300		381,300	424,500	
382,400		382,400	425,100	
383,500		383,500	425,600	
384,500		384,500	426,100	
385,500		385,500	426,700	
386,500		386,500	427,300	
387,500		387,500	427,800	
388,400		388,400	428,300	
389,400		389,400		
390,400		390,400		
391,400		391,400		
392,200		392,200		
393,100		393,100		
394,000		394,000		
394,900		394,900		
395,900		395,900		
396,700		396,700		
397,500		397,500		
398,300		398,300		
399,100		399,100		
399,900		399,900		
400,700		400,700		
401,500		401,500		
402,200		402,200		
402,900		402,900		
403,600		403,600		
404,300		404,300		
405,100		405,100		
405,800		405,800		
406,500		406,500		
407,200		407,200		

407,700		407,700		
408,300		408,300		
408,900		408,900		
409,500		409,500		
409,900		409,900		
410,500		410,500		
411,100		411,100		
411,700		411,700		
412,100		412,100		
412,700		412,700		
413,300		413,300		
413,900		413,900		
414,300		414,300		
414,900		414,900		
415,500		415,500		
416,100		416,100		
416,500		416,500		
276,000	331,300	276,000	303,700	331,300

に改める。  
 (熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)  
 第3条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年熊本県条例第81号)の一部を次のように改正する。  
 第2条第2項中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。  
 第3条第1項中「又は2級」を「、2級又は特2級」に改める。  
 附 則  
 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第27号**

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例  
 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年熊本県条例第34号)の一部を次のように改正する。  
 別表熊本県熊本北警察署の項中「通町」の次に「、徳王一丁目、徳王二丁目」を加える。  
 附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第28号**

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例  
 熊本県警察職員定数条例(昭和29年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。  
 第2条第1項中「3,030人」を「3,042人」に、「1,763人」を「1,770人」に、「922人」を「927人」に、「3,451人」を「3,463人」に改め、同条第2項中「3,030人」を「3,042人」に改める。  
 附 則  
 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第29号**

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。  
別表第3号作業の項中「380円」を「420円」に改め、同表第5号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

交通捜査作業（交通人身事故の捜査、暴走族の捜査若しくは取締り又は悪質若しくは危険な交通違反の捜査若しくは取締りに従事する作業をいう。）	高速道路交通警察隊に勤務する警察職員 1日につき 840円 その他の警察職員 1日につき 560円
交通整理作業（交通整理、交通取締り又は交通事故捜査に従事する作業（交通捜査作業であるものを除く。）をいう。）	高速道路交通警察隊に勤務する警察職員 1日につき 460円 その他の警察職員 1日につき 310円

別表第8号作業の項中「450円」を「560円」に改め、同表第9号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

感染症被留置者看守作業（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症のうち、一類感染症、二類感染症、四類感染症（E型肝炎及びA型肝炎に限る。）又は五類感染症（ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）に限る。）（以下「支給対象感染症」という。）に感染した状態にある被留置者の看守作業をいう。）	1日につき 290円
被留置者看守作業（支給対象感染症に感染した状態にある被留置者の看守作業を除く。）	1日につき 240円

別表第10号作業の項特殊作業の内容の欄及び手当の額の欄を次のように改める。

感染症被留置者護送作業（支給対象感染症に感染した状態にある被留置者の護送作業をいう。）	1日につき 290円
被留置者護送作業（支給対象感染症に感染した状態にある被留置者の護送作業を除く。）	1日につき 200円

別表第13号作業の項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症のうち、一類感染症、二類感染症、四類感染症（E型肝炎及びA型肝炎に限る。）又は五類感染症（ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）に限る。）（以下「支給対象感染症」という。）」を「支給対象感染症」に改める。

別表第17号作業の項中「4,600円」を「5,200円」に改め、同表第26号作業の項中「若しくは皇后又は皇太子若しくは皇太子妃」を「又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

県民を振り込め詐欺被害から守る条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第30号**

県民を振り込め詐欺被害から守る条例

（目的）

第1条 この条例は、振り込め詐欺の被害が急増し、社会問題化していることにかんがみ、振り込め詐欺の被害の防止に向けた県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、振り込め詐欺の被害の防止に向けた措置を講じることにより、県民の財産を守ることを

目的とする。  
(定義)

第2条 この条例において「振り込め詐欺」とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺をいう。

2 この条例において「オレオレ詐欺」とは、親族等を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補てん、交通事故の示談金の支払等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺又は恐喝をいう。

3 この条例において「架空請求詐欺」とは、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付して、現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺又は恐喝をいう。

4 この条例において「融資保証金詐欺」とは、融資を受けるための保証金の名目で現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺をいう。

5 この条例において「還付金等詐欺」とは、税務署、社会保険事務所等を装い、税金の還付等に必要の手続きを装ってエー・ティー・エム（現金自動預払出兼用機をいう。以下同じ。）を操作させ、口座間送金により財産上不法の利益を得るなどの手口による電子計算機使用詐欺又は詐欺をいう。

6 この条例において「事業者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第2条第1項に規定する金融機関

(2) 自己が所有し、又は管理する建物に前号の金融機関のためにエー・ティー・エムを設置させている者

(3) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定による貨物自動車運送事業者その他他人の需要に応じ、有償で貨物を運送する者（当該事業者のために貨物運送契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を含む。）

(4) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第2条第3項に規定する携帯音

声通信事業者、同法第6条第1項に規定する媒介業者等及び同法第10条第1項に規定する貸与業者

(5) 前各号に掲げる者のほか、振り込め詐欺の犯行の態様にかんがみ、振り込め詐欺の被害の防止に緊急に努める必要があるとして、公安委員会が定める者

(県の責務)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、振り込め詐欺の被害の防止に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

(県民の責務)

第4条 県民は、自己及び親族が振り込め詐欺の被害に遭わないよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する振り込め詐欺の被害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、振り込め詐欺の被害の防止に対する関心と理解を深めるとともに、県が実施する振り込め詐欺の被害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第6条 県は、市町村が振り込め詐欺の被害の防止に関する施策を実施する場合には、必要な協力及び支援を行うものとする。

(広報活動及び啓発活動)

第7条 県は、振り込め詐欺の被害の防止に対する県民の関心と理解を深めるため、振り込め詐欺の被害の防止に関する広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(県民等の自主的な活動の支援)

第8条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「県民等」という。）による振り込め詐欺の被害の防止に関する自主的な活動を促進するため、当該活動を担う人材の育成に努めるものとする。

2 県は、振り込め詐欺の被害の防止に向けた取組を推進するため、県民等との間において、又は県民等相互間で情報及び意見の交換を行う機会を設けるものとする。

(情報の提供)

第9条 警察本部長は、必要があると認めるときは、市町村に対して振り込め詐欺の発生状況その他の振り込め詐欺の被害の防止に有用な情報を提供するものとする。

2 警察本部長は、県民等による振り込め詐欺の被害の防止に関する自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他必要な措置を講じるものとする。

(エー・ティー・エム利用時の留意事項)

第10条 エー・ティー・エムを利用しようとする者は、次に掲げる行為が振り込め詐欺の典型的な態様であることにかんがみ、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為を避けるよう努めるものとする。

(1) 変装するなど殊更に利用者が判別されないようにしてエー・ティー・エムを操作すること。

(2) エー・ティー・エムの操作に係る他人からの指示又は連絡を待つため、長時間にわたりエー・ティー・エムを占拠すること。

(3) 多数の預貯金通帳又はキャッシュカード（預貯金の引出用のカードをいう。）を使用して、長時間にわたり、又は反復してエー・ティー・エムを操作すること。

(4) 携帯電話端末その他の携帯用の無線通話装置を使用しながらエー・ティー・エムを操作すること。

(通報)

第11条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(1) その言動から振り込め詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者を発見したとき。

(2) 自己又は親族が振り込め詐欺の疑いがある不審な電話、郵便物等を受けたとき。

第12条 事業者は、前条の通報を受けたとき、又は事業を行うに当たり振り込め詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者若しくは振り込め詐欺に係る行為を行っていると思われる者を発見したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(措置)

第13条 警察官は、前2条の通報を受けたときは、当該通報について調査を行い、適正に処理するものとする。

(運用上の留意事項)

第14条 この条例の運用に当たっては、県民及び本県滞在者の自由と権利を不当に制限しないよう留意しなければならない。

(報告)

第15条 公安委員会は、第2条第6項第5号の規定により事業者を定めたときは、その旨を議会に報告するものとする。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 県は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況、振り込め詐欺の発生状況等を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第31号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第18条」を「更生保護法（平成19年法律第88号）第29条」に改め、同項第4号中「基づく」を「より設置された」に、「及び青年の家」を「、青年の家及び青少年の家」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）第11条第1項第1号の規定により設置された青少年交流の家

附 則

この条例は、公布の日から施行する。